

(9) 法人税または所得税の所得金額と異なる金額等に関する調

(単位:人、千円)

区 分	法人			個人			
	法人数	事業年度数	所得金額	人員	所得金額		
事業税の 所得が多く なる事項	法人税または所得税における損金または必要経費算入額	所得税額	316	316	11,644	-	-
		海外投資等損失準備金勘定への繰入額	0	0	0	-	-
		技術等海外取引に係る所得の特別控除額	0	0	0	0	0
		法人税の当期分のみなし欠損金額	0	0	0	-	-
		計 + + +	316	316	11,644	0	0
事業税の 所得が少なく なる事項		益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	0	0	0	-	-
		社会保険診療報酬等に係る所得	280	280	5,761,479	68	1,673,883
		法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額	69	69	1,206,681	-	-
		内国法人または内国個人の外国の事業に帰属する所得	1	1	11,322	0	0
		個人の第二種事業の自家労力による非課税	-	-	-	0	0
		法第72条の2第10項第5号の視力障害に係るもの	-	-	-	0	0
	計 + + + + +	350	350	6,979,482	68	1,673,883	
	差 引 計 -	-	-	6,967,838	-	1,673,883	

(注) この調は、法人にあっては平成21年2月1日から平成22年1月31日までの間に事業年度が終了したものの確定申告分(確定申告に係る修正申告、更正および決定を含む。)について、個人にあっては現年課税分について作成した。